

高知市農業施策等に関する

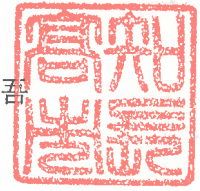
意見回答書

令和7年4月22日

高 知 市

高知市農業委員会
会長 大野 哲 様

高知市長 桑 名 龍 吾



令和 7 年度における高知市農業施策等に関する意見書（回答）

令和 6 年 10 月 24 日付け意見書におきましては、基盤整備の推進や農道及び用排水路の機能維持、有害鳥獣被害の撲滅など、本市の農業発展に向けた貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

また、農業委員の皆様方におかれましては、農業者の良き相談役として、また農業現場の切実な課題について、行政に声を届けていただく地域農業者の代表として、日頃からご尽力いただいておりますことに重ねてお礼申し上げます。

さて、近年の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加に加え、資材価格の高止まりにより、皆様が農業経営を行っていく上で、様々な課題に直面していると認識しております。

そのような中、本市としまして「施設園芸セーフティネット構築事業」への加入者を対象に、燃料購入費の一部を緊急的に支援することとしています。

さらに令和 6 年度には、農薬散布用ドローンやピーマン自動計量包装機、ショウガ包装機など、省力化や安定的な生産につながる機器の導入に対する支援も行っていました。

また、国においては令和 6 年 5 月に食料安全保障の確保を基本理念とする改正「食料・農業・農村基本法」において、安定的な食料供給が可能となるよう合理的な価格形成への取組をはじめ、有機農業など食料システムの環境負荷低減による環境との調和など、農業の持続的発展につなげていくことを目指しており、この考え方は本市の農業振興の指針である「第 14 次高知市農業基本計画」が目指す方向性と一致しておりますことから、引き続き、今回いただいたご意見に加え、国・県の展開する施策を踏まえながら、本計画の目標である「自然・人・まちの共生社会を支える持続可能な農業」の実現を目指し、地域資源を最大限に活用した、本市ならではの施策を進めてまいりたいと考えております。

農業委員の皆様方におかれましては、今後とも本市農業の振興にご協力・ご指導賜りますようお願い申し上げます。

以下、意見書の各事項につきまして回答いたします。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

(1) 行政主導による農地の集約と基盤整備の推進

本市の農業を持続的に維持するためには、農地の集約と基盤整備の推進により、管理しやすい状態で後継者に引き継ぐことが重要であるが、農業者の高齢化、耕作放棄地や所有者不明農地の増加など、地域における課題が多く、積極的な推進が困難な状況である。認定農業者など地域の中心的な農業者とともに、引き続き、行政が主導的な役割を担い、将来に向けた産地の維持・発展につながる農地の集約と基盤整備を推進すること。

(回答)

本市では、北は中山間部から南は沿岸部までの広い範囲で、それぞれの地域資源や特性を活かした様々な農業が営まれている一方で、農産物価格の低迷や高齢化等による農業就業人口の減少に加え、生産資材の高騰など多くの問題が発生しています。

そのような中、本市農業の持続的な発展を支える農業生産基盤整備の推進・強化を図るため、令和7年度より耕地課を農地基盤整備課に改称し、それぞれの地域における生産者組合や集落営農組織、地域計画等の協議の場において、地域の課題を解消するための基盤整備事業の導入を推進してまいります。

本年度は、大津鹿兒地区において、県営農地中間管理機構関連農地整備事業の早期採択に向けた事業計画の策定を目指すとともに、介良沖ノ丸地区でも国の農地耕作条件改善事業を活用した水田区画の拡大と、農地中間管理機構との連携による農地の集約・集積を進めるとともに、朝倉針木地区や土佐山地区などにおいても、地形や営農形態など地域の実情に応じて、農家負担の少ない基盤整備事業の導入を検討してまいります。

今後も、県や農業委員会、JAなどの関係機関とも連携しながら、地域の中心的な経営体への農地の集約・集積を加速させるとともに、次代に向けた産地の形成に取り組んでまいりたいと考えております。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

(2) 農道及び用排水路の機能維持に対する支援

農地に隣接する農道及び用排水路の老朽化がかなり進行し、その機能を果たしていないところもあるなかで、高齢化等による担い手不足により、地域での補修・改修が困難になっていることから、我が国の食料供給力を確保し、農地を適正に保全するため、農道及び用排水路の機能維持に対する支援に取り組むこと。

(回答)

本市における農道や水路の機能維持につきましては、市施工による直営工事での補修や改修を行うとともに、簡易な舗装や修繕については、生コン等の原材料支給により、地域の農業者や住民が中心となり施工をおこなっているところです。

また、国の多面的機能交付金制度を活用した補修や改修が行われている地域もございます。

今後の方針としましては、地元施工による改修や、多面的機能支払制度に関する支援を継続させるとともに、高齢化の進む地域について、市施工による農道及び水路の補修や改修に関する予算の確保に努めてまいります。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

(3) 有害鳥獣被害の撲滅に向けた対策強化

有害鳥獣対策は、被害が生じている限り継続した取組が必要であるが、そのためにも現行の捕獲報償金や被害防止柵設置及び狩猟者への各種支援が縮小されることのないよう、引き続き、予算確保に努めるとともに、ICT技術を活用した対策等の先進的取組の研究や、棲み処^{すか}を作らないための環境整備を含め、被害撲滅に向けた対策強化に取り組むこと。

(回答)

本市では、有害鳥獣被害防止の指針として、計画期間を3か年とする「高知市鳥獣被害防止計画」を平成21年度に策定し、現在は令和6年3月に策定した第6次計画に基づき、「守る」「追い払う」「捕獲する」の3つの取組を基本として、対象鳥獣の捕獲や被害防止柵の設置などの被害防止施策に積極的に取り組んでおります。

このうち「捕獲する」取組として、令和7年度からは、最も多くの農業被害をもたらすイノシシについて、狩猟期間における有害捕獲についても報償金の対象とすることとし、また、捕獲者の確保対策として狩猟免許取得に対する支援を行うなど、捕獲の強化を図ることとしております。

さらに、「守る」取組として、農林水産課を事務局とする高知市鳥獣被害対策協議会による、県補助金を活用した地域ぐるみでの鳥獣被害防止柵設置の支援や捕獲檻の購入・貸し出し、捕獲者へのくくり罠の配布に引き続き取り組むこととしております。

加えて、JAの鳥獣対策専門員と連携し、被害を受けた周辺環境の確認や、発生要因等の検証に基づく、農業者への防除意識の向上と被害対策についての助言を行うとともに、令和5年度から任用している地域おこし協力隊による狩猟やジビエ等の支援にも取り組んでおります。こうした取組を、各機関の連携のもと粘り強く実施し、被害対策の強化に取り組んでまいります。

一方、ICT技術の活用につきましては、県において、罠の見回りや報償金の申請手続きの効率化を目指した実証実験が令和6年度に実施されておりますが、運用面での課題もまだ多い結果となっておりますことから、今後の導入に向けては、引き続き情報収集に努めてまいります。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

(4) 耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組推進

近年の農業資材等の高騰に加え、長らく続いている農産物販売価格の低迷により、農地を耕作し農地として維持する意欲が減退する農業者も多い。

一度耕作放棄された農地は、農業委員会の指導だけでは解消につなげることは困難なことから、担い手や営農組織が行う耕作放棄地再生の取組への支援や、意欲ある企業などが新たに参入しやすい取組の推進、また、少ない労力で栽培できる作目の研究など、行政による農地を維持し活用するための対策を行うこと。

(回答)

昨年度農業委員の皆様と進めてまいりました地域計画の策定に向けた協議の場におきましても、農業資材の高騰や農産物販売価格の低迷などにより十分な所得が確保できず、10年後の地域農業の姿が見通せない、といったご意見が多く寄せられ、耕作放棄地の増加が危惧される厳しい現状が明らかとなり、本市における大きな課題であると認識しております。

課題解決に向け、地域計画に搭載された取組を着実に進めていく必要があります。県においては地域計画の目標地図に位置づけられた担い手への農地の集積・集約化を図ることを目的として、令和7年度に「地域計画実行支援事業」を創設しております。具体的には、施設園芸用ハウス建設用地として地域計画内の担い手へ提供する農地の所有者に対し協力金を支払う「ハウス用農地確保支援事業」や、遊休農地の雑木等の伐採・除草や放置された施設園芸用ハウス等の撤去にかかる経費を支援する「担い手のための遊休農地解消事業」、中古ハウスの保全管理にかかる経費を支援する「中古ハウス確保支援事業」があり、本市として、農業者の皆様に活用いただけるよう、周知に努めてまいります。

次に、農業への企業参入支援につきましては、県において、企業が農業生産施設等の新設・増設をする際の土地や施設の取得等に要する経費に対する補助が行われております。

最後に、少ない労力で栽培できる作目であるイタドリについて、平場で栽培した場合の隣接ほ場への影響や品質の研究を行っており、中山間地域だけでなく平場地域での耕作放棄地対策としての可能性を検討しているところです。ICT技術を活用したユ

ズ栽培の省力化研究も行っており、今後、結果を踏まえた取組を検討していく予定です。

いずれの取組にいたしましても、耕作放棄地の増加に歯止めをかけ、各地域において持続可能な農業が営まれるよう、ニーズの把握や事業導入の支援など、県や関係機関と連携のもと取り組んでまいります。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

(5) 多様な就農希望者を対象とした支援制度の拡充

農業者の高齢化や担い手不足に伴い、将来の地域農業の担い手を確保・育成することは喫緊の課題である。新たな担い手は若い世代だけでなく、親のあとを継ぐために50歳を超えて就農し、担い手として地域の活性化に寄与している場合もあることから、年齢に関係なく就農希望者を支える仕組みが必要となる。そのため国・県の補助事業における年齢要件の見直しの働きかけとともに、市独自の支援制度創設についても検討すること。

(回答)

50歳以上の新規就農者に対する支援につきましては、令和5年度まで高知市担い手支援事業費補助金において、研修期間中の助成を行う専業シニア区分が設置されておりました。しかしながら、申請件数の伸び悩みと親元就農への支援の重点化を理由に、当該区分に係る県補助金が令和6年度から廃止され、それに伴い市補助金も廃止されております。

しかしながら、地域計画の協議の場でも年齢制限のない就農希望者に対する支援について要望をいただいております。本市が出展した県内外の就農イベントでも、50歳以上の方からの就農相談が多くありましたことから、50歳以上の新規就農希望者の状況把握に努め、県とも協議を行いながら、必要に応じて支援策を検討してまいります。

なお、中山間地域の活性化を目的として、令和7年度から本市で初めて委託型による地域おこし協力隊を配置することとしており、土佐山地域でユズ生産を、鏡地域で林業支援に特化した地域おこし協力隊の募集を行うこととしておりますので、今後も、各地域の特性に応じた多様な担い手の確保に取り組んでまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

(1) 農業用機械等の導入・更新に対する支援拡充

改正された食料・農業・農村基本法では、「食料安全保障」が基本理念の柱として位置付けられ、農業生産基盤を確保し、農業の持続的な発展を図る必要性が明記された。自給率が低迷する中、農業生産基盤の維持・強化を目指すために、今年度末までに策定される地域計画に基づき、既存の中心経営体や新規就農者に加えて、営農組織の育成を図り経営発展を促すことができるよう、営農組織が行う農業機械等の導入とともに、更新時に活用できる支援を新たに追加すること。

(回答)

地域の農業生産基盤を維持・強化するためには、集落営農組織による農作業受託や、機械の共同利用も有効な手段です。そこで、集落営農組織設立のメリット等につきましては、組織が存在しない地域を中心に、地域計画の協議の場で、高知県農業改良普及所からご紹介いただきました。

新たな組織立ち上げに向けて勉強会が予定されている地域がある一方で、組織の構成員となる担い手自体が不足している地域がある、という現状も、地域計画で共有されたところです。

集落営農組織が行う機械等の導入に対しては、国、県において様々な支援制度が創設されておりますが、原則、国及び県は機械の大型化や機能向上、また新たな需要の開拓に取り組む場合を対象としていることから、老朽化や故障を原因とした更新については本市の限られた予算の中で対応していかざるを得ない状況となっております。

しかしながら、今後ますます農業機械の価格高騰が予想され、また営農組織による農業基盤の維持が急務となっていることから、今後も予算の確保に努めていくとともに、国と県に対し、必要な機械等の更新時の支援の検討について、引き続き要望してまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

(2) 女性農業者が活躍できる環境づくり

国は「第5次男女共同参画基本計画」において、農業委員会における女性登用の目標を30%（2025年度）に設定するなど、男女共同参画を推進しているが、現状との間には隔たりがある。女性農業者を対象とした研修や交流の場を充実させるなど、女性が農業の担い手として活動しやすい環境を整えるとともに、農業者及び関係者の意識変革を推進し、女性登用の促進など、農業における男女共同参画に向けた取組を進めること。

(回答)

高知県経済の課題解決のためのトータルプランである「第5期高知県産業振興計画」（令和6年度から令和9年度まで）には、初めて女性に特化した支援が明記され、「女性への就農支援の強化」を目的として、仕事と家事、子育て等を両立できる労働体制の整備や意識改革の推進を行うとされており、具体的には、次のような取組が実施されております。

まず、女性農業者を対象とした研修や交流の場につきましては、女性農業者同士の横のつながりを築くこと、また女性農業者の存在感を高めることを目的とした、「こうち農業女子交流会」が、中国四国農政局高知県拠点の主催で令和7年3月までに計3回開催され、計26名（令和7年3月分除く）の女性農業者が参加しました。この交流会では、講演や意見交換が行われ、「こうち農業女子の主張」など当日の様子もSNSで公開されております。

次に、女性が活動しやすい環境の整備については、トイレや更衣室など、女性が働きやすい環境整備に向けた改修等にかかる費用を補助する「農業就労環境整備事業費補助金」を、令和6年度に県環境農業推進課が創設しており、高知県内で約10件の申請があり、本市でも活用事例がございました。

最後に、女性農業者の活躍や魅力を広く伝えることを目的に、一般社団法人高知県農業会議のホームページ「高知県新規就農相談センター」やインスタグラム「こうち農 come on!」では、女性農業者への取材記事や動画が投稿されています。

また、女性の新規就農者確保を目的として、高知県産食材を使った農家との交流会

を県担い手支援課が主催し、女性が 12 名参加しました。引き続いて令和 7 年 2 月に高知県内で開催された農業体験ツアーにも、女性が 7 名参加しております。

さらに、令和 7 年 1 月には、県農業担い手育成センターで 1 泊 2 日の女性限定農業体験合宿が開催され、先輩女性農業者との交流の場も設けられ、参加した県外出身の女性 2 名からは、高い満足度が得られたと聞いております。

他にも、女性農業者を対象とした「農業機械研修」を高知県立農業担い手育成センターが実施するなど、令和 6 年度から、国・県による新たな女性農業者支援策が始まっており、本市としても関係機関と連携しながら、農業における男女共同参画に向け取り組んでまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

(3) 市街化区域内農地の有益性を踏まえた生産緑地制度の周知

生産緑地に指定された農地は、農業生産基盤としてだけでなく、災害時には一時避難場所や災害ごみの集積場等となるなど、有事において活用が見込まれる有益な土地となっている。そのため、これらの有益性を標識に明記し、市街化区域内における営農活動に住民の理解と協力を得られるよう周知を図ること。

(回答)

令和元年度から導入しております生産緑地制度につきましては、高知市広報紙「あかるいまち」やＪＡ高知市広報誌「グリーンひろば」の折り込みチラシの配布、また、移動農業委員会での説明等により周知に取り組んでまいりまして、これまでの６年間に於いて約 9.6ha の農地が指定されてきました。

生産緑地地区の明示につきましては、法令により定められており、制度導入時に支柱付き標識の設置を検討した経過もございますが、設置費が高額となりますことから、国土交通省が運用例として示しておりますインターネットでの明示を基本としてまいりました。

しかしながら、ご意見にもございますとおり、市街化区域内における営農活動につきましては、近隣住民の皆様にご理解とご協力を頂くことが重要となりますことから、令和５年度より、簡易ではありますがプラスチック製の標識を作成し、設置をご希望されます営農者様へお配りさせて頂いておりますので、今後もこの取組を継続し、生産緑地地区の周知に努めてまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

(4) 農業用資産に対する償却資産課税を補完する支援

農業用資材の価格高騰や農産物の価格低迷など、農業を取り巻く環境が厳しい中で、償却資産課税が農業者の重い負担となっている。営農に必要なビニールハウス等の農業用資産への課税見合いを財源に、農業振興を目的とする新たな支援制度を創設すること。

(回答)

農業を営むに当たり使用している農機具やビニールハウス等の償却資産（固定資産税）につきましては、地方税法上で課税対象となっており、令和3年度に高知県から適正課税に努めるよう周知があったことから、本市におきましても、令和4年度から申告の勧奨を強化し、適正課税に努めております。

農業者の皆様への周知としましては、広報あかるいまちや高知市ホームページ等で広報するとともに、確定申告の際に農機具やビニールハウス等を必要経費として申告された方のうち、課税対象となる可能性がある方に対して、資産税課から案内を送付しております。

皆様から納付いただいた固定資産税（土地・家屋・償却資産）は、用途を特定しない普通税として、本市における公共施設の整備や介護福祉など様々な行政サービスに加え、一部農業振興施策の貴重な財源となっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、ビニールハウス等に対する固定資産税（償却資産）など、農業を経営する上で支払った租税公課につきましては、農業所得を申告する上での必要経費となりますので確定申告の際にご確認ください。

2 高知市の農業発展に関する要望

(5) 雇用による就農者育成に取り組む農業法人等への支援

後継者不足などにより個人農家が減少していく中で、農業法人等は雇用による農業従事者の確保・育成に取り組んでいる。農産物価格が低迷し、生産コストに見合った収益を得ることが困難な状況で、最低賃金引き上げによる人件費の上昇により、雇用就農の機会喪失につながることはないよう、農業法人等の雇用力を維持するための支援策を講じること。

(回答)

本市では、トマトや柑橘、キュウリ、ショウガ、畜産等、幅広い品目での農業法人や大規模農家における雇用就農の実績があり、雇用就農者は農業経営の維持発展のために欠かせない人材となっております。

農産物価格の低迷や人件費増への有効な対策としましては、農産物への適正な価格転嫁や業務効率化、生産性向上といった取組が考えられますが、近年は少子高齢化等による人材不足が重要な課題となっていることから、デジタル技術の活用を通じた業務効率化、生産性向上の取組の重要性が増しております。

このため、厚生労働省が実施する「業務改善助成金」や、身近な機関では公益財団法人高知県産業振興センターが実施する「高知県デジタル技術活用促進事業費補助金」、高知市産業政策課が実施する「高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金」など中小事業者の取組への支援に加え、高知県では、雇用就農希望者が自身の適性等を見極めるため、試行的に短期間の就農を希望する場合、受け入れ先となる農業法人に対して、受け入れ1名につき10万円を支給する制度や、農業法人への企業委託型地域おこし協力隊の導入など、雇用力の維持に向けた取組を実施しております。

本市におきましても、本年度から林業分野における企業委託型地域おこし協力隊の導入を予定しておりますので、今後、農業法人への展開も検討するなど官民連携による就農者育成に取り組んでまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

(6) 放置された農業用燃油タンクの防災対策への支援

南海トラフ地震への備えを早急に進め、二次災害リスクの軽減を図るためには、高齢化による離農などにより、重油が未処理のまま放置された廃タンクの撤去を行うことが防災上の観点からも極めて重要であるため、廃タンクの撤去を対象とした補助制度を創設すること。

(回答)

本市におきましては、東日本大震災の事例から、農業用燃油タンクが転倒し、重油が流出することによって火災などの二次災害に繋がることが危惧されることから、関係機関とともに流出防止装置付タンクの導入につきまして啓発活動を行っております。

重油が残った廃タンクにつきましては、産業廃棄物の許可を受けた専門の業者や JA に撤去を依頼した場合、費用が 1 基あたり数万円程度かかりますが、「高知県燃料タンク対策事業費補助金」には、農業協同組合やリース事業者を事業実施主体として、タンクを廃棄した場合の重油代替暖房機の導入費を支援するメニューはありますが、廃タンクの撤去費用のみを支援するメニューはありません。

本市におきましても、県と連携のうえ、現行の流出防止機能付き燃油タンクへの切り替えや防油堤の設置を優先的に進める必要がありますことから、現時点では廃タンクの撤去費用のみを対象とした補助制度の創設は困難であると考えております。

なお、昨今の物価高により燃油タンク及び防油堤の導入に係る工事費も高騰していることから、「高知県燃料タンク対策事業費補助金」における上限額を引き上げることも併せ、制度の拡充につきまして、引き続き県への要望を行ってまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

(7) 南海トラフ地震に対する事前復興計画の検討

南海トラフ地震が発生すれば、沿岸部の農地は津波被害を受け境界が不明になるうえに、海水による塩害などにより、農業生産基盤に対する影響が想定されることから、現在策定に向けて検討されている「高知市まちづくり事前復興計画」において、関係機関の協力のもと、被災後の農地の集積・集約なども含めた、地域農業の具体的な復興までの道筋（ロードマップ）を定めること。

(回答)

「事前復興まちづくり計画」は、被災前から計画を策定することで被災後の復興期間を短縮することを目的として、基本理念の一つに「なりわいの再生」を掲げ、農業の復興について掲載しており、農地の復旧・復興については、浸水が想定される地区を対象として各地区の特性に応じて土地利用などを計画する「地区別事前復興まちづくり計画」において過去の地震事例を参考として被害を想定の上、復興までの一連の流れを明記することとしております。

南海トラフ地震が発生後の具体的な農地の復旧方法としては、津波による浸水で農地の境界が曖昧になり、土壌の流出や塩害などが想定されることから、被災した農地の排水対策や除塩などの土壌改良や、被災の程度に応じて長期的な視点から農地の集積・集約を検討する必要があります。

また、農地の復旧に併せて小規模で分散した農地を大規模でまとまった形に整備することにより、効率的な農地利用が可能となり、機械化による作業効率の向上や、灌漑・排水施設の共有化による生産性の向上にもつながるものと考えております。

このような農業復興の実現には、「農地の集積・集約」や「集落営農組織や農業法人の設立」、「農業施設・機械の共同利用の推進」など「地域計画」において目指す地域農業の維持に向けた方策に通ずる部分がありますので、今後、災害復興の視点も取り入れた「地域計画」の実現に向けた取組を進めるとともに、農地の集約・集積など土地の所有者間の調整が必要な事業では、農業委員会や県などの関係機関と連携のうえ、東日本大震災の事例なども参考にしながら、具体的な手順や役割を検討してまいります。

2 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

(8) 中山間地域における農業・林業に対する複合的な支援

中山間地域では、農業と林業は人々の暮らしを支える産業の両輪として、これまで密接に関わってきたことから、森林を適正に整備し木材の価値を高めるとともに、木材の需要拡大による価格の安定化やシキミ、サカキなどの特用林産物の消費拡大など、中山間地域の産業として農業と林業の複合的な維持・発展を図る取組を進めること。

(回答)

本市では、令和元年から開始された森林環境譲与税を活用し、「森林の整備」や「森林の整備を担うべき人材育成及び確保」、「森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材利用」を目的とする事業を行っており、木材については公共施設における県産材の利用促進に取り組んでいます。

木材の価格安定や需要拡大については、全国知事会から国に対して、国産木材の需要拡大に向けた提言がされており、国や関係機関では、非住宅分野の木造化の推進、JAS 構造材の流通量拡大、CLT の普及等といった施策が検討されており、高知県では昨年策定した「第5期高知県産業振興計画」に基づき、林業分野における施策を展開していますので、今後も国の動向に注視するとともに、高知県と連携し、課題解決に向けて取り組んでまいります。

また、特用林産業においては、県補助金と本市の森林環境譲与税を活用して、新規就業者に対して支援しており、現在、鏡今井地区を就業研修地として、2名の新規就業者に対して支援しています。

特用林産物であるサカキやシキミは、生産者の減少により生産量は減少傾向であるものの、県産品は比較的標高がある地形の気候や土壌の性質など、栽培するための条件も良く、小葉でしまった葉となり品質も良く、県内外で需要もありますので、現在取り組んでいる新規就業者支援や特用林産物の栽培支援を継続するとともに、事業関係者のご意見を伺いながら、課題解決に取り組んでまいります。

3 国・県への要望

(1) 農産物の適正な価格形成の実現に向けた仕組みづくり

生産資材等の高騰による生産コストの上昇分を、農業者は農産物の販売価格に転嫁できない状況が続いていることから、農業を取り巻く環境や生産現場の厳しさを消費者に広く知ってもらう必要がある。生産コストを販売価格に適正に転嫁できるよう、国においては「合理的な費用」を考慮すべく、「コスト指標」の作成など新たな仕組みづくりが進められているなかで、牛乳と豆腐・納豆で先行させていく方針が示されているが、この検証のもと、米や野菜などにも適用できるよう、早期に取り組むこと。

(回答)

令和5年10月に開催された「適正な価格形成に関する協議会」において、まずは流通経路が簡素でコストの把握も比較的可能な、「飲用牛乳」及び「豆腐・納豆」を対象としたワーキンググループで検討が進められ、令和6年10月には、「コメ」と「野菜」についてもワーキンググループを設置することが決定し、令和7年2月までに、それぞれ2回ずつ開催されております。

「コメ」については生産量の多い産地から、「野菜」についてはキャベツや玉ねぎなどの供給量の多い品目から、コストデータの収集が進められております。

今後も国の動向を注視し、生産及び流通コストを販売価格に転嫁できる仕組みと、消費者の理解醸成に向けた実効性のある施策の構築について、県を通じて要請を行ってまいります。

3 国・県への要望

(2) 「食料安全保障の強化」に向けた農業の持続的発展のための支援

前述の農産物の適正な価格形成にも課題があるとおり、農業を取り巻く環境は厳しい状況下にあるため、改正された食料・農業・農村基本法にも掲げる「食料安全保障の強化」に向け、農業の持続的発展と農業者の長期的な経営安定化を図るための総合的な支援策を検討すること。

(回答)

農業の生産現場を取り巻く状況は、少子高齢化に伴う担い手不足や気候変動などによる不作に加え、米などの一部品目では需給バランスによる価格上昇がみられるものの、多くの品目で資材等の価格高騰に伴うコスト上昇を販売価格に転嫁できておらず、一層厳しさを増しております。

令和6年5月の「食料・農業・農村基本法」の改正を受け、「適正な価格形成に関する協議会」を中心とした検証及び協議が続けられており、令和7年度予算においても、価格形成の仕組み構築や消費者への理解醸成を図る取組が盛り込まれておりますが、これらの取組が効果を発揮するまでの間にも、生産現場では離農や耕作放棄が急激に進行していることから、国の抜本的な対応策はもとより、地方自治体においても各地域の特性に応じた取組の一層の強化が求められております。

このため、食料の安定供給を支える農業生産基盤の維持に向けた総合的な支援策に加え、生産及び流通の地域内循環による生産基盤の維持を図るため、地方自治体が実施する「地産地消」や「地消地産」の取組に対しても、十分な支援を行うことについても、県を通じて国に対して要請を行ってまいります。

3 国・県への要望

(3) 耕作放棄地の発生防止・解消に向けた制度改革

農地法では、農地に権利を持つものは、当該農地を適正かつ効率的な利用を確保しなければならないと定められている。一方で、耕作放棄した場合の農地所有者に対する罰則規定はなく、耕作者の高齢化の進行と相まって、土地持ち非農家が増加している現状においては、農業委員会の対応では限界があり、耕作放棄地の増加に歯止めがかからない状況となっている。この課題を解決するために農地法への罰則規定の追加や耕作放棄地の国庫帰属など、国が主体となり、耕作放棄地解消に向けた制度改革の検討を行うこと。

(回答)

農地法における耕作放棄地（遊休農地）への罰則としては、第 66 条に「第 42 条第 1 項の規定による市町村長の命令(※)に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。」

(※：遊休農地が周辺農地に著しい支障を及ぼす場合に、市長が所有者に対して行う必要な措置命令)と規定されております。そのため、市の指導に従うことなく、命令に違反した場合が対象となっており、耕作放棄地を発生させたことに伴う直接的な罰則はありません。

担い手不足等を背景として、耕作放棄地は今後も増加することが見込まれており、周辺環境に悪影響を及ぼす可能性もあることから、耕作放棄地の解消は喫緊の課題であり、罰則の強化や新たな制度改革について、県を通じて国に対して要請を行うことを検討してまいります。

3 国・県への要望

(4) 農薬取締法における農薬登録手続き等の簡素化

農林水産省は、使用基準に基づき使用すれば安全と判断した農薬については、農薬取締法に基づき作物ごとに登録を行っているが、近い種類の作物であっても、その作物に登録のない場合は使用できないこととなっている。安全で効果的な防除がスムーズに行えるよう、農薬登録手続き等の簡素化を図ること。

(回答)

現在、農林水産省では、農薬の安全性と効果を確保するために、作物ごとに厳格な基準の下で登録が行われており、類似した作物であっても、体内への摂取量は異なるため、個人差をふまえ、作物ごとに短期（24 時間以内）～長期（一生涯）の安全性を確認する必要があります。その上で、既に登録された農薬であって、適用病害虫の対象作物に類似した作物を追加する場合は、「作物群」での登録が可能となっており、薬効試験と薬害試験の試験数が簡素化されております。

また、農薬の登録等に係る申請手続の完全オンライン化により、審査手続の効率化も進んでおります。

今後も国・県との協議の場において、必要に応じて働きかけを行ってまいります。

3 国・県への要望

(5) 外来植物及び外来生物に対する検疫体制の強化

外来植物及び外来生物は、その驚異的な繁殖力で農林水産業に被害を与えるだけでなく、里地里山の生態系を脅かす存在であり看過できない状況となっているため、検疫体制をさらに強化し、万全の侵入防止対策に努めること。

(回答)

令和6年5月の「食料・農業・農村基本法」の改正により、第41条に「国は、家畜の伝染性疾病及び植物に有害な動植物が国内で発生及びまん延をした場合には、農業に著しい損害を生ずるおそれがあることに鑑み、その発生の予防及びまん延の防止のために必要な施策を講ずるものとする。」と、植物防疫の重要性が規定されました。

持ち込まれる原因としましては、海外からの輸入品と一緒に侵入するケースが多く、日本の農産物等を守ることを目的として、港や空港には農林水産省植物防疫所が設置されており、植物防疫法に基づき、貨物、手荷物及び郵便物として輸入される植物について検査が行われております。

生態系のみならず、人や農林水産業まで幅広く悪影響を及ぼすことから、今後も国・県との協議の場において、検疫強化について必要に応じて働きかけを行ってまいります。

3 国・県への要望

(6) 春野地域における新川川流域の治水対策

春野地域の新川川（長浜川）流域では、豪雨時における農地等への浸水リスクに備えるために、治水対策が急務となっている。本川である新川川の護岸工事について、予算を確保し可能な限り早期の完了を図るとともに、流れ込む支川（四谷川、大用川及び長谷川など）についても、土砂の堆積が繰り返されることのないよう、現地の状況に応じて定期的に必要な対策を講じること。

(回答)

新川川（長浜川）および支川であります、四谷川および大用川につきまして、管理者である高知県にお聞きしたところ、「新川川（長浜川）の未改修区間について、令和6年度は、河川改修に伴う根宜谷橋（市道）及び用水路橋（市）の架け替えに向けた仮設工事を、昨年度に引き続き実施しております。また、今後も国の交付金事業を活用し、早期の事業完了に向け取り組んでまいります。

また、大用川について、昨年度に引き続き浚渫工事を実施し、四谷川については除草を実施しております。今後も県管理の河川について、治水上の影響を把握しながら、適切な維持管理に努めます。」との回答をいただいております。

本市としましても、大用川および四谷川を含めた県管理河川につきまして、状況確認や浚渫等について要望してまいります。

次に、長谷川につきましては、本市管理の普通河川（法定外公共物（青線）、機能管理 市 河川水路課）となっており、現地の状況を確認したところ、土砂の堆積や草木の繁茂がみられたことから、令和6年度には、伐採等を一部実施しております。

今後につきましても、治水上の影響を把握しながら、適切な維持管理に努めてまいります。